

総合保障保険[無配当]

契約概要

注意喚起情報

ご契約のしおりー約款

目 次

■ 契約概要	1	ご契約後について	41
■ 注意喚起情報	5	● 保険料の払込方法	41
■ ご契約のしおり	11	● 保険料の払込猶予期間と失効	41
目的別もくじ	12	● ご契約の復活	41
主な保険用語のご説明	14	● 保険金・給付金をお支払いする際の保険料の清算	41
ご契約にあたって(お願いとお知らせ)	16	● 保険料のお支払いが困難になったとき	42
● 申込画面への入力	16	● 解約と払戻金	42
● クーリング・オフ制度	16	● ご契約の更新	42
● 現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな 保険契約への申込みを検討されている方へ	16	● 各種変更手続き	43
● 告知と告知義務	16	● 死亡保険金受取人の変更	44
● 申込内容等の確認	17	● 生命保険と税金	44
● 生命保険募集人	17	■ 約款	47
● 保障の開始(責任開始期)	17	● 総合保障保険普通保険約款	48
● 第1回保険料の払込みとご契約の無効	18	● 指定代理請求特約	62
● 保険証券	19	● 保険料クレジットカード支払特約	65
● 個人情報の取扱い	19	● 第1回保険料口座振替特約	67
● 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時 照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険 契約等に関する情報の共同利用	22	● 保険証券不発行特約	69
● 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した 場合	23	● 別表	71
● 生命保険契約者保護機構	24	保障内容について	26
● 当社の会社形態	25	● 総合保障保険の保障内容	26
保険金・給付金の請求・お支払いについて	32	● 総合保障保険の保障内容	26
● 保険金・給付金の請求手続き	32	● 総合保障保険の保障内容	26
● 保険金・給付金の請求に必要な書類	33	● 総合保障保険の保障内容	26
● 保険金・給付金の支払期限	34	● 総合保障保険の保障内容	26
● 保険金・給付金の代理請求(指定代理請求特約)	35	● 総合保障保険の保障内容	26
● 保険金・給付金をお支払いできない場合	36	● 総合保障保険の保障内容	26
● 保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払い できない場合の具体的事例	38	● 総合保障保険の保障内容	26
● 保険金・給付金の請求に関して訴訟になった場合	40	● 総合保障保険の保障内容	26
● 無入院給付金の受取方法について	40	● 総合保障保険の保障内容	26

● 総合保障保険（スーパー 2000）契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

特徴


- ◇病気またはケガによる入院、ケガによる通院、ガン(悪性新生物)の治療を目的とする入院に対する保障に加え、死亡または高度障害時の保障もあります。
- ◇1年ごとの更新で、65歳まで保障を継続できます。
- ◇保険料は一律2,000円/月で、年齢・性別により保障内容が異なります。
- ◇解約時の払戻金はありません。

保障内容等

◇1口あたりの保障内容・保険料は次のとおりです。(2021年7月現在)

契約年齢・更新年齢(※)		20歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	
年齢層		第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層	
保障内容	①疾病入院給付金 (疾病入院給付金日額)	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円	
	②災害入院給付金 (災害入院給付金日額)	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円	
	③災害通院給付金 (災害通院給付金日額)	2,000円	2,000円	2,000円	—	—	
	④ガン治療給付金 (ガン治療給付金額)	20万円	15万円	12万円	8万円	7.5万円	
	⑤無入院給付金 (無入院給付金額)	男性	6,000円	3,500円	—	—	—
		女性	5,000円	4,000円	3,000円	2,500円	2,500円
	⑥死亡保険金 (死亡保険金額)	100万円	75万円	50万円	30万円	15万円	
	⑦高度障害保険金 (死亡保険金額)						
	⑧災害死亡保険金 (災害死亡保険金額)	200万円	150万円	100万円	60万円	30万円	
	⑨災害高度障害保険金 (災害死亡保険金額)						
月払保険料		2,000円(年齢・性別にかかわらず一律)					

※契約年齢は契約日における満年齢、更新年齢は更新日における満年齢をいいます。

	<p>保険契約は毎年更新され65歳まで保障を継続することができます。更新後の保障内容は、更新年齢の属する年齢層の保障内容になります。保障内容は年齢層ごとに異なります。年齢層が変わると保障額が減額されることや給付がなくなることがありますので、ご注意ください。</p>
---	--

【支払事由等】 ※支払事由等の詳細は、「ご契約のしおりー約款」でご確認ください。

給付金・保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度
①疾病入院給付金	病気等で入院(→約款別表2)したとき	疾病入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日、通算1,095日
②災害入院給付金	不慮の事故(→約款別表3)によるケガで、事故の日から180日以内に入院したとき	災害入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日、通算1,095日
③災害通院給付金	ケガで入院し、退院日の翌日から120日以内の期間に通院(→約款別表2)したとき	災害通院給付金日額 × 通院日数	1回の入院の退院後の通院につき30日、通算1,095日
④ガン治療給付金	ガン(悪性新生物)(→約款別表18)で入院したとき	ガン治療給付金額	1年に1回
⑤無入院給付金	契約日または更新日から1年間、病気やケガで入院しなかったとき	無入院給付金額	1年に1回
⑥死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金額	—
⑦高度障害保険金	高度障害状態(→約款別表10)に該当したとき	死亡保険金額	—
⑧災害死亡保険金	次のいずれかに該当したとき ①不慮の事故により、事故の日から180日以内に死亡したとき ②感染症(→約款別表6)で死亡したとき	災害死亡保険金額	—
⑨災害高度障害保険金	次のいずれかに該当したとき ①不慮の事故により、事故の日から180日以内に高度障害状態に該当したとき ②感染症で高度障害状態に該当したとき	災害死亡保険金額	—

給付金・保険金のお支払いができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

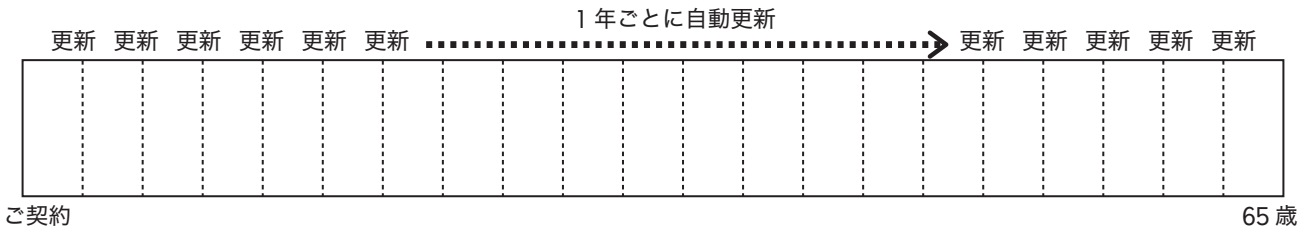
①疾病入院給付金 ②災害入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(→約款別表2) ●同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、疾病入院給付金および災害入院給付金は重複してお支払いしません。 ●疾病入院給付金については、直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因にかかわらず1回の継続した入院とみなします。直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな入院として取扱います。災害入院給付金についても同様の取扱となります。 ●入院中に保険契約が更新され、属する年齢層が変わった場合には、更新日以後の入院については更新後の年齢層における入院給付金日額により入院給付金をお支払いします。(入院給付金日額が減額されることがあります。)
③災害通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●災害入院給付金が支払われる入院をしてその退院後の通院(入院と同一の原因による通院とします。)に対し、災害通院給付金をお支払いします。 ●入院中の通院は災害通院給付金の支払対象にはなりません。1日に2回以上通院した場合、1回の通院とみなします。2以上の事由の治療を目的として1回の通院をした場合でも、災害通院給付金は重複してお支払いしません。 ●災害通院給付金の支払対象となる期間中に保険契約が更新され、属する年齢層が変わった場合には、更新日以後の通院については更新後の年齢層における災害通院給付金日額により災害通院給付金をお支払いします。(災害通院給付金の保障がなくなる場合があります。)

⑤無入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院が1日でもある場合には、無入院給付金はお支払いしません。 ●無入院給付金支払われた後に、保険期間中に入院給付金の支払事由に該当していたこと、または死亡・高度障害等の保険契約の消滅事由に該当していることが判明した場合には、お支払いする金額から無入院給付金額を差し引きます。
⑥死亡保険金 ⑦高度障害保険金 ⑧災害死亡保険金 ⑨災害高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。 ●災害死亡保険金が支払われる場合には、死亡保険金はお支払いしません。 ●災害高度障害保険金が支払われる場合には、高度障害保険金はお支払いしません。

保険期間および保険契約の更新

◇保険期間は1年で、保険期間満了の2週間前までに更新しない旨のお申し出のない限り65歳まで更新されます。更新後も保険料は変わりません(2021年7月現在)。ただし、更新後の保険料は更新時の保険料率により計算されるため、変更されることがあります。

◇更新後の保障内容は、更新年齢の属する年齢層の保障内容となります。



その他の付加できる特約について

特約	特約の内容
指定代理請求特約	<p>被保険者が給付金・保険金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(※1)が給付金・保険金(※2)を請求することができます。</p> <p>※1 指定代理請求人は、次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*1) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*1) ⑤その他③および④の者と同等の者(*1) <p>※2 無入院給付金はこの特約の対象となりません。</p>

(*1)当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金・保険金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。

解約時の払戻金について

◇この保険には解約時の払戻金はありません。ご契約の際には、解約時の払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込みください。

その他ご確認いただきたい事項

◇この保険には満期保険金および契約者配当金はありません。

◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。

◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

● 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いいたします。

※ご契約の内容に関する事項については、「契約概要」「ご契約のしおり - 約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

1 申込日から20日以内であれば、申込みの撤回等ができます(クーリング・オフ制度)

◇ご契約の申込日からその日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。郵便により当社あてに発信してください。

※お手続きの詳細については「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。

2 健康状態・職業等についてありのままを告知してください(告知義務)

告知義務について

◇契約者(被保険者)には健康状態・職業等について告知をする義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもしなくお知らせ(告知して)ください。

◇生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことはありませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。

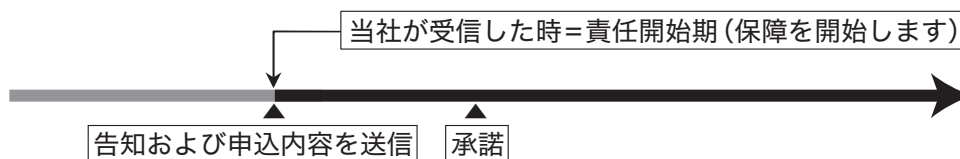
◇ご契約を解除した場合には、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなる場合があります。)

3 申込内容等を確認させていただくことがあります

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金・給付金の請求の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

4 ご契約の申込みを受けた時から、保障を開始します(責任開始期)

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(契約者が入力した申込内容(告知を含みます。))を当社が受信した時にさかのぼって保障を開始(責任開始)します。



◇当社の生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◇責任開始の日の属する月の翌々月の5日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

5 保険金・給付金のお支払いができない場合があります

◇次のような場合には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

- ・支払事由に該当しない場合(例：責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする入院等)
- ・免責事由に該当している場合(例：契約者(被保険者)・受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等)
- ・告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ・詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
- ・不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- ・保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者(被保険者)・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合

※保険金・給付金のお支払いができない場合等の詳細については、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

6 保険料は払込期月内に払込みください(ご契約の失効・復活)

◇第2回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に払込みがない場合に、払込猶予期間(払込期月の翌月1日から末日まで)を設けていますが、払込猶予期間内に保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から3ヵ月以内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

7 解約時の払戻金はありません

◇この保険には解約時の払戻金はありません。

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、契約者にとって不利益となる事項があります

◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- ・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約が解除されることや、詐欺による取消しとなることもあります。
- ・新たな保険契約については、入院等の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

9 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- ◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

10 保険金・給付金をもれなく請求いただくために

保険金・給付金の支払事由等が生じた場合

- ◇保険金・給付金の支払事由等が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ◇ご契約されている保険種類によっては複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合や不明な点がある場合等にもご連絡ください。
- ◇当社からの重要なお案内を確実に伝えるよう、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◇保険金・給付金の支払事由、保険金・給付金をお支払いできない場合等の詳細は「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

- ◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(被保険者の配偶者、3親等内の親族等、当社の定める範囲で指定いただきます。)が被保険者の代理人として、保険金・給付金を請求することができます。
- ◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。
- ◇無入院給付金はこの特約の対象となりません。

11 無入院給付金を楽天ポイントで受け取る場合

- ◇無入院給付金を楽天ポイントで受け取る場合には次の事項についてご注意ください。
 - ・無入院給付金の支払時点において契約者が楽天会員でない場合には、無入院給付金を楽天ポイントで受け取ることはできません。
 - ・楽天ポイントは、楽天グループ株式会社が運営する楽天会員のための制度です。当社は、楽天グループの生命保険会社として、楽天会員の方に楽天ポイントを有効活用いただけるよう、無入院給付金を楽天ポイントで受け取ることができるサービスをお取扱いします。(当社は楽天ポイントの購入を代行するサービスを提供するもので、当社が楽天ポイントを付与するものではありません。)
 - ・楽天ポイントでの受け取りを義務付けるものではありません。契約者はご自身の都合に合わせて自由に受取方法を選択できます。また、受取方法は保険期間中何度でも変更できます。
 - ・このサービスにより受け取る楽天ポイントには有効期限があります。付与されてから6カ月で受け取った楽天ポイントは失効します。また、受け取った楽天ポイントを現金、電子マネー等に交換することはできません。
 - ・無入院給付金と楽天ポイントの交換比率は1ポイント＝1円です。無入院給付金額に相当するポイントを購入するため過不足が生じることはありません。(契約者に追加の負担をお願いすることや、無入院給付金額の一部を現金で契約者に返還することはありません。)
 - ・楽天グループ株式会社が楽天ポイント制度を廃止した場合、楽天グループ株式会社が楽天ポイントの販売

の取扱いを中止した場合など、このサービスを提供することが不可能な事態が生じた場合には、このサービスを中止します。

12 マイページのご利用について

- ◇この保険の契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおりー約款・申込書控えはマイページでご確認いただけます。マイページは当社ホームページから楽天 ID およびパスワードでログインできます。
- ◇楽天会員を退会されるとマイページの利用ができなくなりますので、退会前に必ず契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおりー約款・申込書控えをご自身のパソコン等にダウンロードし、保存してください。

13 保険証券について

- ◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイト(マイページ)で確認いただけます。契約者様専用サイト(マイページ)で表示された内容が、申込内容と違ってないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

14 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

- ◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

15 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

- ◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口

0120-849-150 (無料)

受付時間 月～金 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00 年末年始を除く

※当社委託先が承ります。

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

● ご契約のしおり

「ご契約のしおり」では、ご契約にあたっての重要事項、保障内容、諸手続き、税法上の特典など、保険契約について大切なことがらをわかりやすく説明していますので、ぜひご一読ください。

もし、不明な点がございましたら、当社または募集代理店までお問い合わせください。

目的別もくじ

◇ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

申込みを撤回したい	クーリング・オフ制度	16 ページ
告知義務について知りたい	告知と告知義務	16 ページ
いつから保障が開始するのか知りたい	保障の開始(責任開始期)	17 ページ
第1回保険料の払込方法について知りたい	第1回保険料の払込みとご契約の無効	18 ページ

◇保障内容について

保険のしくみや保障内容について知りたい	総合保障保険の保障内容	26 ページ
---------------------	-------------	--------

◇保険金・給付金の請求・お支払いについて

保険金・給付金の請求手続きについて知りたい	保険金・給付金の請求手続き	32 ページ
給付金受取人等が給付金等を請求できない	保険金・給付金の代理請求(指定代理請求特約)	35 ページ
保険金・給付金が支払われない場合について知りたい	保険金・給付金をお支払いできない場合	36 ページ
保険金・給付金を受け取れる場合、受け取れない場合の具体的な事例を知りたい	保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例	38 ページ
無入院給付金の受取方法について知りたい	無入院給付金の受取方法について	40 ページ

◇ご契約後について

保険料の払込みができなかった	⇒	保険料の払込猶予期間と失効	41 ページ
失効した保険契約をもとに戻したい	⇒	ご契約の復活	41 ページ
保険料の負担を減らしたい	⇒	保険料のお支払いが困難になったとき	42 ページ
保険契約を解約したい	⇒	解約と払戻金	42 ページ
住所・名前が変わった	⇒	各種変更手続き	43 ページ
税金について知りたい	⇒	生命保険と税金	44 ページ

主な保険用語のご説明

あ行 受取人（うけとりじん）

保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。

か行 解除（かいじょ）

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社がご契約を消滅させることをいいます。

解約（かいやく）

契約者が保険期間の途中でご契約を消滅させることです。解約すると以後の保障はなくなります。

給付金（きゅうふきん）

被保険者が入院したときなどに当社からお支払いするお金のことをいいます。

クーリング・オフ制度（くーりんぐ・おふせいど）

ご契約の申込日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によるお申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができる制度のことをいいます。

契約応当日（けいやくおうとうび）

ご契約後の保険期間中に迎える、毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また、月単位の契約応当日といったときは、毎月の契約日に対応する日をいいます。

契約者（けいやくしゃ）

当社と保険契約を締結し、ご契約上の権利（契約内容の変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。この保険では、契約者と被保険者が同一人の場合のみ取扱います。

か行 契約年齢（けいやくねんれい）

契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。
(例)30歳8カ月の被保険者の契約年齢は30歳となります。

契約日（けいやくび）

契約年齢や保険期間などの計算の基準日となる日のことで、通常は責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

更新（こうしん）

保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず、所定の年齢まで保障を継続できる制度のことをいいます。契約者からお申出がなければ自動的に更新されます。

更新日（こうしんび）

保険契約を更新した場合に、更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日を更新日といます。

更新年齢（こうしんねんれい）

更新日における被保険者の年齢のことをいいます。ご契約後の被保険者の年齢は、契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

告知（こくち）

ご契約の申込みに際して、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことについて、ありのままをお答えいただくことです。契約者（被保険者）は、告知をしていただく義務（告知義務）があります。

告知義務違反（こくちぎむいはん）

告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約を解除することがあります。

さ行 失効 (しっこう)

保険料の払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

支払限度 (しはらいげんど)

給付金のお支払いに関する限度をいいます。1回の入院についての支払限度や通算支払限度などがあります。

支払事由 (しはらいじゆう)

保険金・給付金をお支払いする場合のことをいいます。

責任開始期 (日) (せきにんかいしき・び)

当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

は行 払込期月 (はらいこみきげつ)

第2回以後の毎回の保険料を払込んでいただく月のことで、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間のことをいいます。

被保険者 (ひほけんしゃ)

生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。

復活 (ふっかつ)

失効したご契約をもとに戻すことです。復活にあたっては、あらためて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

保険期間 (ほけんきかん)

契約日から保険契約が終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に保険金や給付金の支払事由が生じた場合に、保険金や給付金の支払対象となります。

は行 保険金 (ほけんきん)

被保険者が死亡したときや高度障害状態に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。

保険証券 (ほけんしょうけん)

ご契約の保険金額・給付金額、保険料、保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

保険料 (ほけんりょう)

保障の対価として、当社に払込んでいただくお金のことをいいます。

ま行 免責事由 (めんせきじゆう)

保険金や給付金をお支払いできない事由をいいます。免責事由に該当した場合には支払事由に該当しても保険金や給付金をお支払いできません。

や行 約款 (やっかん)

ご契約についてのとりきめを記載したものです。

猶予期間 (ゆうよきかん)

保険料の払込みには払込期月の翌月1日から末日までの猶予期間があります。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

申込画面への入力

申込画面(告知を含みます。)への入力は契約者(被保険者)ご自身が行ってください。最終確認画面にて、すべての入力内容を十分お確かめのうえ、申込み(送信して)ください。

クーリング・オフ制度

- ◇ご契約の申込日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。第1回保険料を払込みいただいている場合には、第1回保険料全額をお返します。
- ◇書面に下記の事項を記載のうえ、郵便により当社あてに発信してください。クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。

- ・ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をする旨
- ・契約者の氏名(自署)
- ・契約者の住所・電話番号
- ・申込番号・保険種類・被保険者名

〈送付先〉 〒983-8790 日本郵便株式会社 仙台東郵便局 私書箱第18号
楽天生命保険株式会社事務センター クーリング・オフ係

現在ご契約の保険契約を解約または減額し、 新たな保険契約への申込みを検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- 解約、減額の際に払戻される金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する払込保険料)よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年数が短い場合の払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。
- 新たな保険契約の申込みをする場合には告知義務があります。告知が必要な傷病歴がある場合等、被保険者の健康状態等によっては、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために解除、取消しとなることがあります。(新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。)
- 新たな保険契約については、入院等の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

告知と告知義務

告知の重要性(告知義務)

- ◇契約者(被保険者)には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。生命保険は多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事している方が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、「告知画面(書面を提出していただく場合は、当社所定の告知書)」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。

告知をお受けできる権限(告知受領権)

- ◇告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。以下同じ。)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

告知義務違反について(正しく告知されない場合のデメリット)

- ◇告知していただく事項は告知画面(書面でいただく場合は「告知書」)に表示します。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

- ◇ご契約を解除した場合でも「保険金・給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金のお支払いをすることがあります。
 - ◇ご契約を復活する場合にも告知が必要です。復活にあたり告知義務違反があった場合には、復活の際の責任開始日を基準にしてご契約を解除することがあります。
 - ◇告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者(被保険者)が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、ご契約を解除することができます。
- ※告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険が極めて高い疾患の既往症、現症等について故意に告知しなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

申込内容等の確認

- ◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金・給付金の請求等の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

生命保険募集人

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

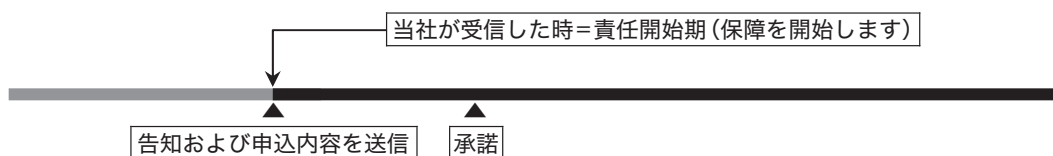
- ◇媒介……………生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- ◇代理……………生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約の申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

当社の生命保険募集人について

- ◇当社の生命保険募集人はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の成立後にご契約内容の変更等をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

保障の開始(責任開始期)

- ◇当社にご契約の申込みを承諾した場合、申込を受けた時(契約者が入力した申込内容(告知を含みます。))を当社が受信した時にさかのぼってご契約の保障を開始(責任開始)します。



- ◇申込日(責任開始の日)の属する月の翌1日が契約日となります。契約年齢および保険期間は契約日を基準に計算します。ただし、責任開始期から契約日の前日までの間に、保険金・給付金の支払事由が生じた場合には、申込日(責任開始の日)を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準に再計算します。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

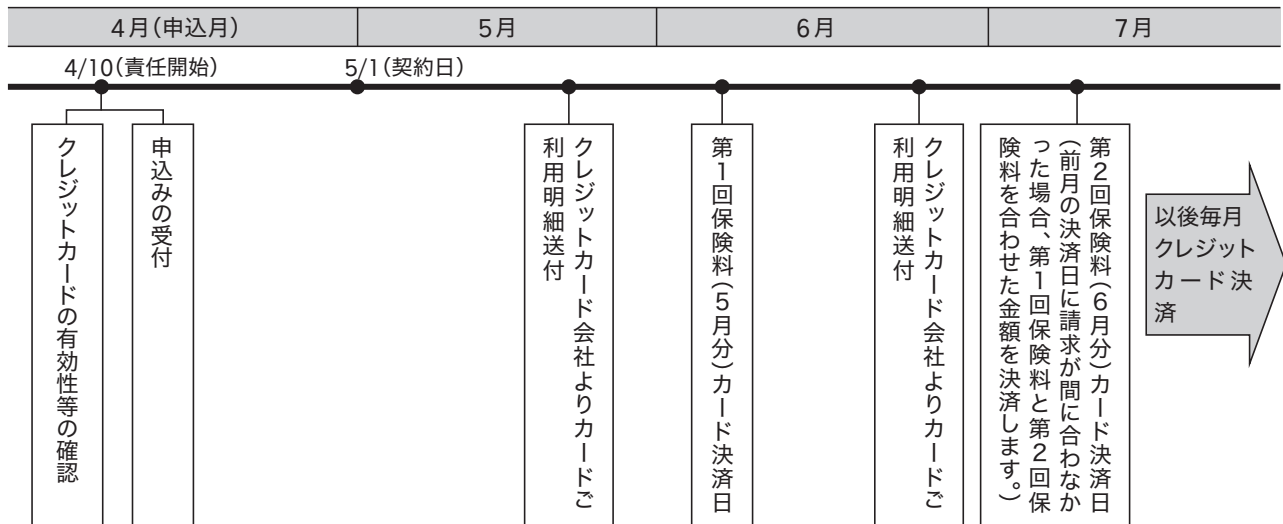
第1回保険料の払込みとご契約の無効

第1回保険料の払込み

〈クレジットカード扱〉

- ◇第1回保険料はクレジットカードによりお支払いいただきます。クレジットカードによりお支払いいただくにあたり、クレジットカードの有効性等の確認を行います。クレジットカードの有効性等が確認できなかったときには、他のクレジットカードに変更してください。
- ◇カード決済日はクレジットカード会社により異なりますので、クレジットカード会社からのカードご利用明細などでご確認ください。申込日によっては、第1回保険料と第2回保険料を合わせてお支払いいただきます。

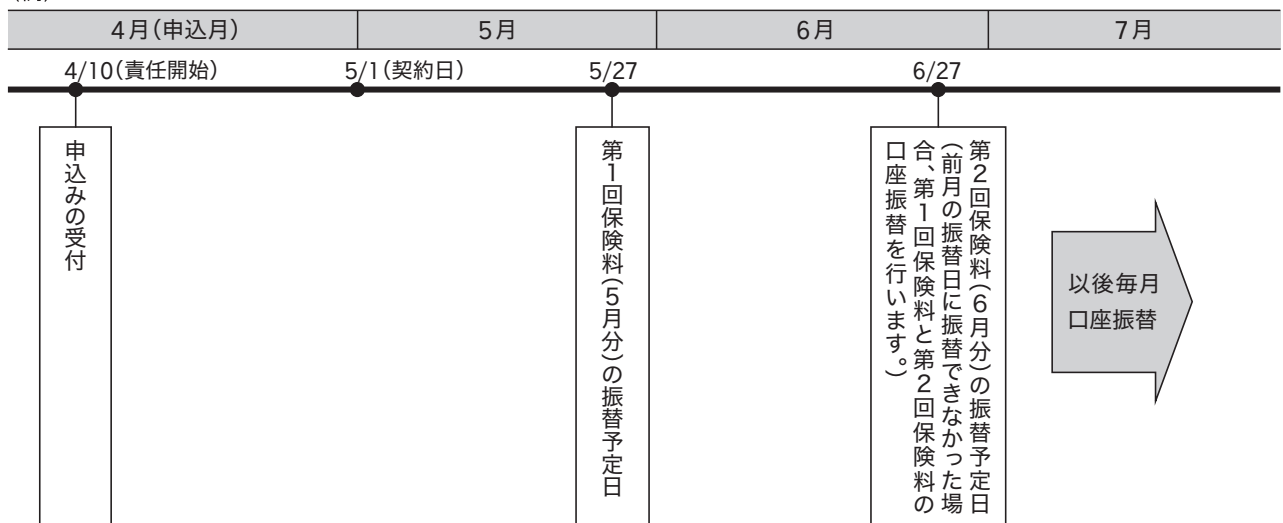
(例)



〈口座振替扱〉

- ◇第1回保険料は、申込日の属する月(申込月)の翌月の振替日に、契約者が指定した金融機関の口座から振り替えます。
- ◇預金残高不足等により振替日に振替できなかった場合には、申込月の翌々月の振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて請求します。
- ◇申込日によっては、第1回保険料の振替日が申込月の翌々月となることがあります。(口座振替依頼書に不備があった場合にも、第1回保険料の振替日が申込月の翌々月となることがあります。)この場合にも、第1回保険料と第2回保険料を合わせて請求します。

(例)



ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

ご契約の無効

◇申込月の翌々月の5日(第1回保険料の払込期間満了日)までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料と第2回保険料を払込んでください。

その他

◇第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに、保険金・給付金の支払事由が生じた場合には、お支払いする保険金・給付金から第1回保険料を差し引きます。(第2回以降の保険料の払込期月が到来している場合には第2回以降の保険料も差し引きます。)

◇第1回保険料領収証は発行しません。

保険証券

◇ご契約の申込みを承諾した場合、契約者に保険証券をお送りします。保険証券に記載された内容が、申込内容と違ってないか、もう一度ご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券は大切に保管してください。

◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイト(マイページ)で確認いただけます。契約者様専用サイト(マイページ)で表示された内容が、申込内容と違ってないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

個人情報の取扱い

当社(楽天生命保険株式会社)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載しています。当社の個人情報等に関する主な取扱い内容は、次のとおりです。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および当社プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実
- (4) その他上記業務に関連・付随する業務

ただし、個人番号および特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ収集し、それ以外の目的では使用いたしません。

- ① 源泉徴収票・支払調書作成事務
- ② 報酬、料金、契約金および支払調書作成事務
- ③ 前①②に掲げる事務以外の、法令に定める個人番号関係事務等

機微(センシティブ)情報の取扱いについて

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第5条1項」に定める機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、機微(センシティブ)情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

で個人情報等を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1) 申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2) キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4) 窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
- (2) 上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など)に記載されている情報
- (3) 保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
- (4) 保険金・給付金等の支払いに関する情報

※上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1) 安全管理について役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。
- (2) 個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
- (3) 役職員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。
- (4) 当社施設への入退室管理、個人情報等の盗難防止等の措置を講じます。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1) 法令にもとづく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5) 再保険の手続きをする場合(詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください。)
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7) 個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合

ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

再保険会社への提供について

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社(外国(本邦の域外にある国または地域)にあるものを含む)に提供することがあります。

○第三者に提供する目的

再保険の仕組みを通じた保険引受リスクの分散のため、再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。

○提供する個人情報の項目

再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

○提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

○個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険契約の相手方と締結します。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

保険金・給付金の請求・
お支払いについて

ご契約後について

約款

個人情報の共同利用について

○楽天グループ株式会社との共同利用について

楽天グループ株式会社が運営するお客さま向けプログラムやキャンペーン(以下「楽天お客さま向けキャンペーン等」といいます。)の運営のために、楽天お客さま向けキャンペーン等の対象者となられるお客さまの当社保険契約(以下「対象保険契約」といいます。)について、申込書類およびその附属書類、インターネット等電磁的方法や電話・チャット等を通じてご提供いただいた申込みにかかる個人情報その他のお客さまの個人情報を、楽天グループ株式会社と共同で利用します。

(1) 共同利用する個人情報の項目

- ① お客さまを識別する符号その他の情報
- ② 対象保険契約申込み・ご加入・ご継続にかかる情報等の対象保険契約のステータスについての情報
- ③ その他楽天お客さま向けキャンペーン等を運営するうえで必要な情報

(2) 共同利用の利用目的

楽天お客さま向けキャンペーン等について、お客さまの情報通信端末画面に、お客さまの楽天お客さま向けキャンペーン等の利用状況およびこれに伴う特典の蓄積状況の表示を行うため

(3) データ管理責任者

楽天生命保険株式会社

○グループ会社との共同利用について

楽天インシュアランスホールディングス株式会社(以下、「楽天インシュアランスホールディングス」と表記)および楽天インシュアランスホールディングスの子会社等(以下、これらを総称して「楽天インシュアランスグループ」と表記)では、グループの経営管理や各種リスク管理を実施すると共に、より付加価値の高い各種商品・サービスを開発・提供等するため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

(1) 共同利用する個人データの項目

楽天インシュアランスグループが保有する個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人を識別する符号、保険契約の申込書類およびその附属書類等に記載されている情報、保険金・給付金等の支払いに関する情報、保険契約の維持管理に関する情報その他の下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

(2) 共同利用者の範囲

楽天インシュアランスグループ

※楽天インシュアランスグループの詳細につきましては、楽天インシュアランスホールディングスホームページ(<https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/>)の「グループ情報」をご参照ください。

(3) 共同利用の利用目的

- ① 経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
- ② 各種取引の開始・維持管理(各種保険契約のお引受けやご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます)
- ③ 楽天インシュアランスグループの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ 楽天インシュアランスグループが提供する各種商品・サービスのご案内、提供
- ⑤ その他上記に関連・付随する業務

(4) 個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社

7. 個人情報等取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

委託先について

各種保険契約の募集・お引受け、ご継続・維持管理、保険契約のお引受けや保険金・給付金等のお支払いに関する確認業務、情報システムの保守等の業務の全部または一部を委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。当社は代理店制度を採用しており、委託先には当社募集代理店を含みます。

8. 情報交換制度等について

当社は、一般社団法人生命保険協会が運営する次の制度において、他の生命保険会社等との間で生命保険契約等に関する個人情報を共同利用します。次の制度につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

- 契約内容登録制度・契約内容照会制度
- 支払査定時照会制度

ただし、特定個人情報については共同利用いたしません。

9. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加、利用の停止および第三者への提供の停止(以下、「開示等」といいます。)の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、当社ホームページまたは10.に記載のお問い合わせ窓口でご確認ください。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

楽天生命 個人情報窓口 **0120-977-677**

(平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00/年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.rakuten-life.co.jp/>

11. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

【電話番号】 03-3286-2648

【所在地】 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

【受付時間】 9:00～17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

【ホームページアドレス】 <https://www.seiho.or.jp/>

12. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

13. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページに掲載し、公表いたします。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定のもと共同して利用しています。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。))とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。))のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。))のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。))にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等の請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。))から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

登録事項

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
 - (3) 入院給付金の種類および日額
 - (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
 - (5) 取扱会社名
- その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

支払査定時照会制度

保険金等の請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知りえた情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等の受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし。)
 - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

生命保険契約者保護機構

◇当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{(*)1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{(*)2}を除き、責任準備金等^{(*)3}の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

(*1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定をさします。更正手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更正手続きの中で確定することとなります。)

(*2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約をさします(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

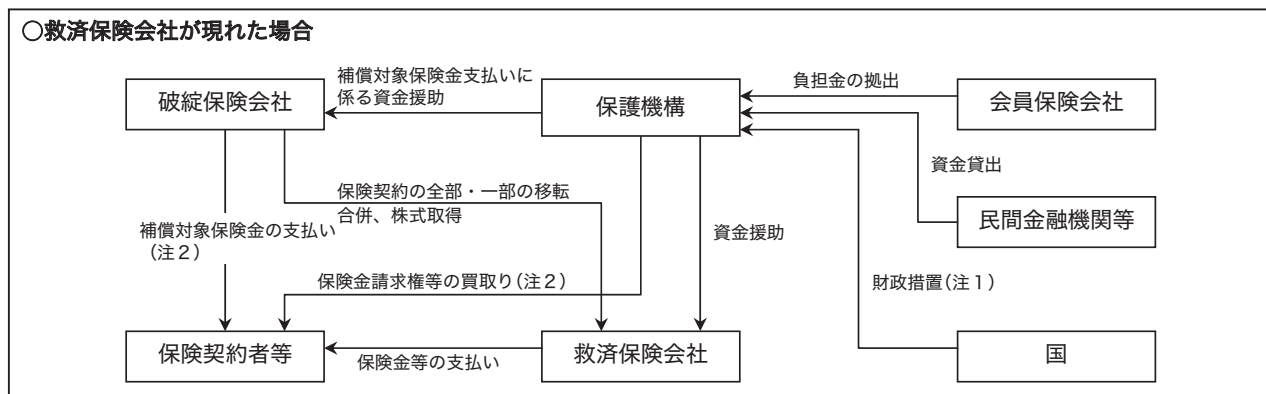
高予定利率契約の補償率=90%−{(過去5年間に於ける各年の予定利率−基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

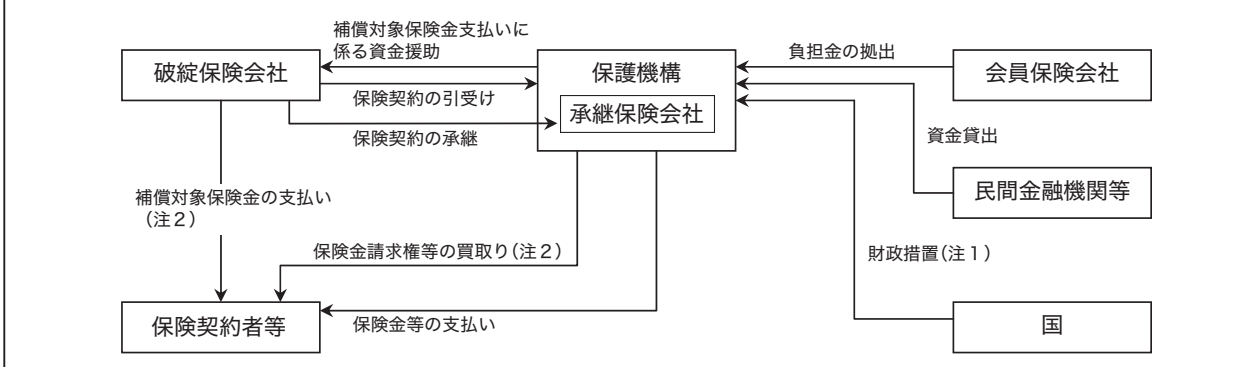
(*3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈しくみの概略図〉



ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

○救済保険会社が現れない場合



(注1)上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することをさします。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(*2)に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

※月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

当社の会社形態

保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

保険金・給付金の請求・
お支払いについて

ご契約後について

約款

総合保障保険の保障内容

特徴

1

年齢および性別により保障内容が異なります。
65歳まで更新可能で、更新後も保険料は変わりません。(*)

- この保険は年齢および性別により保障内容(給付金の種類および各給付金・保険金の支払額)が異なります。
- 加入時の保障内容は契約年齢の属する年齢層の保障内容、保険契約を更新した場合の保障内容は更新年齢の属する年齢層の保障内容となります。

【1口あたりの保障内容】※2021年7月(現在)

契約年齢・更新年齢		20歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳 (更新年齢)	
年齢層		第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層	
保 障 内 容	疾病入院給付金 (疾病入院給付金日額)	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円	
	災害入院給付金 (災害入院給付金日額)	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円	
	災害通院給付金 (災害通院給付金日額)	2,000円	2,000円	2,000円	—	—	
	ガン治療給付金 (ガン治療給付金額)	20万円	15万円	12万円	8万円	7.5万円	
	無入院給付金 (無入院給付金額)	男性	6,000円	3,500円	—	—	—
		女性	5,000円	4,000円	3,000円	2,500円	2,500円
	死亡保険金 (死亡保険金額)	100万円	75万円	50万円	30万円	15万円	
	高度障害保険金 (死亡保険金額)						
	災害死亡保険金 (災害死亡保険金額)	200万円	150万円	100万円	60万円	30万円	
	災害高度障害保険金 (災害死亡保険金額)						

●保険期間は1年で、最長65歳まで自動更新されます。更新された場合でも、保険料は一定です。(*)

(*)更新時に保険料が変更される場合があります。

2

病気またはケガによる入院を保障します。日帰り入院も支払対象です。(*)
ケガによる入院後の通院も保障します。

- 病気またはケガで入院した場合には、疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いします。
- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれにつき、1回の入院の支払限度は60日、通算支払限度は1,095日です。
- 不慮の事故によるケガで入院した場合には、退院後の通院に災害通院給付金をお支払いします。(災害入院給付金が支払われた入院後の通院に限ります。)

(*)日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の入院で、入院基本料などのお支払いの有無で判断します。

3 悪性新生物による入院には一時金をお支払いします。

- 悪性新生物により入院した場合には、ガン治療給付金をお支払いします。(1年に1回を限度)

4 1年間入院しなければ、無入院給付金が受け取れます。

- 1年間の保険期間中に、疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院がなければ無入院給付金をお支払いします。

5 万一のときの保障も確保できます。

- 不慮の事故で死亡した場合または高度障害に該当した場合には災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。
- 不慮の事故以外での死亡、高度障害には、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

6 解約時の払戻金はありません。 また、無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

保障内容について

支払事由など

●疾病入院給付金・災害入院給付金・災害通院給付金・ガン治療給付金

お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
疾病入院給付金	責任開始期以後に生じた病気等の治療を目的として入院(→約款別表2)したとき	疾病入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日、通算して1,095日分を限度	被保険者
災害入院給付金	責任開始期以後に生じた不慮の事故(→約款別表3)によるケガの治療のために、事故の日から180日以内に入院したとき	災害入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日、通算して1,095日分を限度	
災害通院給付金	災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日から120日以内の期間(通院期間)に、その入院の原因となったケガの治療を目的とする通院(→約款別表2)をしたとき	災害通院給付金日額 × 通院日数	1回の入院の退院後の通院につき30日、通算して1,095日分を限度	
ガン治療給付金	責任開始期以後に診断確定された悪性新生物(→約款別表18)の治療を目的として入院したとき	ガン治療給付金額	1年に1回を限度	

◇各給付金の1口あたりの給付金日額等は、契約年齢または更新年齢により次のとおりです。

契約年齢・更新年齢	20歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳 (更新年齢)
年齢層	第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層
疾病入院給付金日額	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円
災害入院給付金日額	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円
災害通院給付金日額	2,000円	2,000円	2,000円	—	—
ガン治療給付金額	20万円	15万円	12万円	8万円	7.5万円

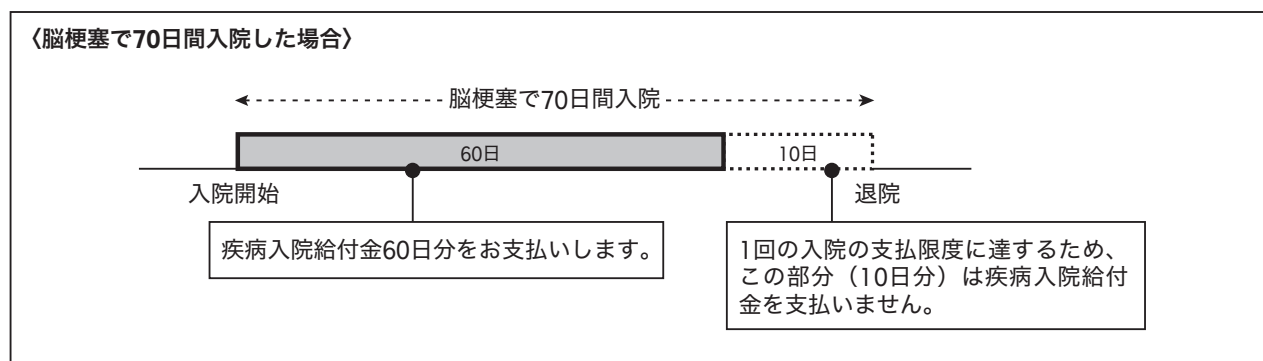
◇疾病入院給付金の支払対象となる病気等には、異常分娩(→約款別表2)や災害入院給付金の支払対象とならないケガによる入院等を含みます。

◇同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、災害入院給付金および疾病入院給付金は重複してお支払いしません。

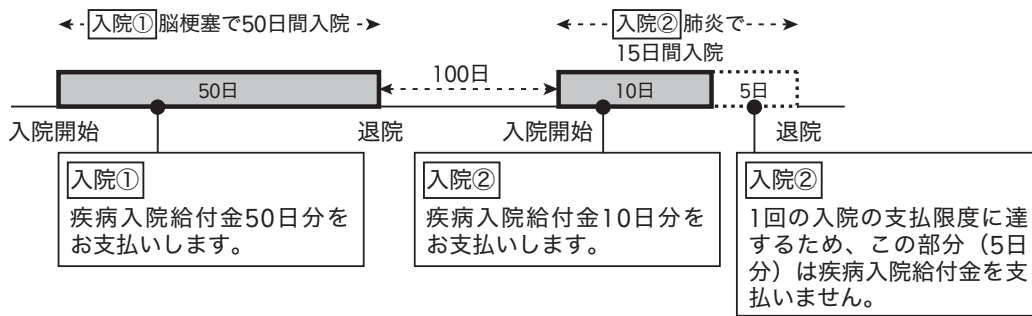
◇疾病入院給付金については、直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因にかかわらず1回の継続した入院とみなします。直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな入院として取扱います。災害入院給付金についても同様の取扱いとなります。

◇入院中の通院は災害通院給付金の支払対象にはなりません。1日に2回以上通院した場合、1回の通院とみなします。2以上の事由の治療を目的として1回の通院をした場合でも、災害通院給付金は重複してお支払いしません。

●疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払例

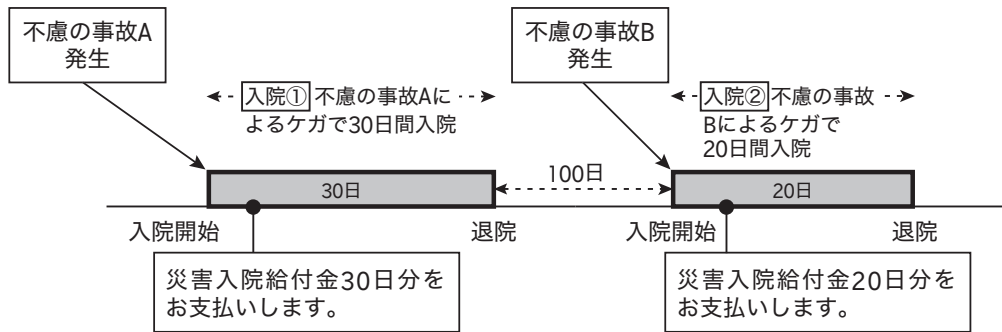


〈病気で2回以上入院した場合〉



※入院①と入院②は、入院の原因となる病気にかかわらず継続した1回の入院とみなします。(直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因となる病気にかかわらず1回の継続した入院とみなすため)

〈不慮の事故によるケガで2回以上入院した場合〉



※入院①と入院②は、入院の原因となる不慮の事故にかかわらず継続した1回の入院とみなします。(直前の災害入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因となる不慮の事故にかかわらず1回の継続した入院とみなすため)



- 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(→約款別表2)
- 入院給付金の支払対象となる入院はケガ・病気の治療を目的とする入院であることを要します。美容上の処置や人間ドックのための入院などは治療を目的とする入院には該当しません。
- 通院とは、医師による治療が必要なため、所定の病院または診療所における外来または往診により、治療を受けることをいいます。(→約款別表2)
- 治療措置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみのための通院などは、治療を目的とする通院には該当しません。
- 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師の資格を持つ者によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合においても、当社が認めたその他の方法で診断が確定された場合は悪性新生物と認めます。
- 契約年齢または更新年齢が55歳以上(第4年齢層、第5年齢層)の場合、災害通院給付金はありません。
- 入院中、通院期間中に保険契約が更新され、年齢層が変わった場合には、更新日以後の入院、通院については更新後の年齢層における給付金額により給付金をお支払いします。(保障額が減額されることや、給付金がなくなる場合があります。)

保障内容について

●無入院給付金

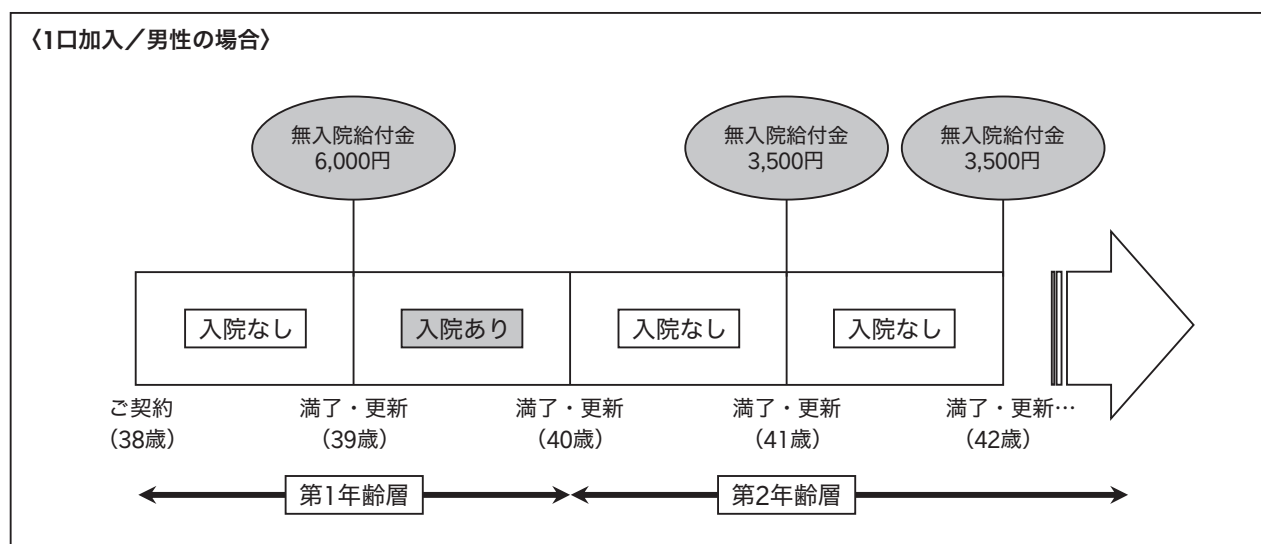
お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
無入院給付金	契約日(保険契約を更新した場合は更新日)から1年間、疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしなかったとき	無入院給付金額	1年に1回を限度	契約者

◇無入院給付金の1口あたりの支払額は、契約年齢または更新年齢により次のとおりです。

契約年齢・更新年齢		20歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳 (更新年齢)
年齢層		第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層
無入院給付金額	男性	6,000円	3,500円	—	—	—
	女性	5,000円	4,000円	3,000円	2,500円	2,500円

◇無入院給付金のお支払いの判定は保険期間(1年)ごとに行います。疾病入院給付金または災害入院給付金のお支払いが1日でもある場合には、無入院給付金はお支払いできません。

●無入院給付金のお支払例



- 無入院給付金が支払われた後に、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払事由に該当していたこと、または保険金の支払事由に該当し保険契約が消滅することが判明した場合には、お支払いする金額から無入院給付金額を差し引きます。
- 契約年齢または更新年齢が50歳以上(第3年齢層、第4年齢層、第5年齢層)の男性の場合、無入院給付金はありません。

保障内容について

●死亡保険金・災害死亡保険金・高度障害保険金・災害高度障害保険金

お支払いする保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
災害死亡保険金	次のいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に生じた不慮の事故(→約款別表3)により、事故の日から180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に生じた感染症(→約款別表6)により死亡したとき	災害死亡保険金額	
高度障害保険金	責任開始期以後に生じた病気等により高度障害状態(→約款別表10)に該当したとき	死亡保険金額	被保険者
災害高度障害保険金	次のいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に生じた不慮の事故により、事故の日から180日以内に高度障害状態に該当したとき ②責任開始期以後に生じた感染症(→約款別表6)により高度障害状態に該当したとき	災害死亡保険金額	

◇各保険金の1口あたりの保障額は、契約年齢または更新年齢により次のとおりです。

契約年齢・更新年齢	20歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳 (更新年齢)
年齢層	第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層
死亡保険金額	100万円	75万円	50万円	30万円	15万円
災害死亡保険金額	200万円	150万円	100万円	60万円	30万円

◇死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。

◇災害死亡保険金が支払われる場合には、死亡保険金はお支払いしません。

◇災害高度障害保険金が支払われる場合には、高度障害保険金はお支払いしません。

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

保険金・給付金の請求・
お支払いについて

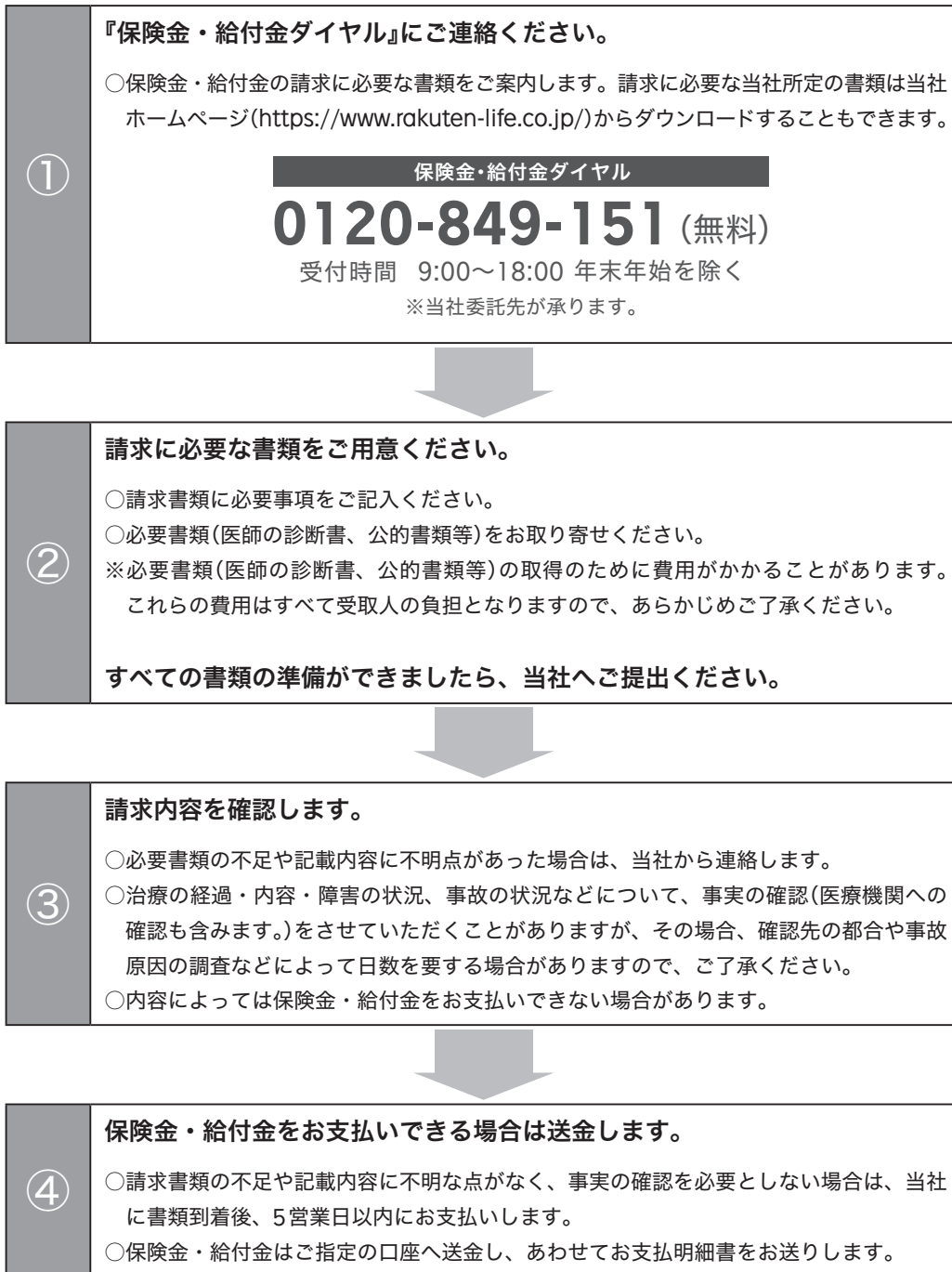
ご契約後について

約款

保険金・給付金の請求手続き

疾病入院給付金・災害入院給付金・災害通院給付金・ガン治療給付金・保険金の場合

◇保険金・給付金の支払事由が生じた場合のお手続きの流れは次のとおりです。



無入院給付金の場合

◇無入院給付金は、当社にて疾病入院給付金・災害入院給付金の支払い状況および保険料の払込状況等を確認のうえお支払いするので、請求のお手続きは必要ありません。

◇保険期間満了の約1ヵ月前に、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払対象となる入院がないかの確認および無入院給付金の受取方法の確認を当社からさせていただきます。



保険金・給付金等を請求する権利は、3年間請求がない場合には時効により消滅しますのでご注意ください。

保険金・給付金の請求に必要な書類

◇請求に必要な書類は次のとおりです。(●は当社所定の書類です。当社所定の書類は当社ホームページからダウンロードすることもできます。)

請求項目 \ 必要書類	請求書	保険証券	医師の診断書	入院証明書	通院証明書	死亡証明書	被保険者の住民票	被保険者の印鑑証明書	受取人の戸籍抄本	受取人の印鑑証明書	その他
死亡保険金 災害死亡保険金	●	○				●	○		○	○	事故証明書(災害死亡保険金)
高度障害保険金 災害高度障害保険金	●	○	●				○		○	○	事故証明書(災害高度障害保険金)
疾病入院給付金 災害入院給付金 ガン治療給付金	●	○	●	●			○	○	○	○	事故証明書(災害入院給付金)
災害通院給付金	●	○	●		●		○	○	○	○	

◇これらの書類以外の書類の提出を求めること、またはこれらの書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

◇保険証券不発行特約を付加している場合は保険証券の提出は不要です。

◇無入院給付金については、書類の提出は不要です。ただし、確認が必要な場合には提出を求めることがあります。

保険金・給付金の支払期限

疾病入院給付金・災害入院給付金・災害通院給付金・ガン治療給付金・保険金の場合


◇保険金・給付金は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、当社に提出された書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

保険金・給付金のお支払いをするための確認等が必要な場合		支払期限
① 保険金・給付金をお支払いするために確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ○保険金・給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ○保険金・給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 ○告知義務違反に該当する可能性がある場合 ○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から30日
② 上記①の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合	○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から30日
	○弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 ○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ○日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から90日
	○契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から180日
	○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から60日

(*)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

無入院給付金の場合

◇無入院給付金は、保険期間満了日の翌営業日または保険期間満了日までの保険料が払い込まれたことを確認した日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内にお支払いします。

	<p>保険金・給付金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者、保険金・給付金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金をお支払いしません。</p>
---	--

保険金・給付金の代理請求(指定代理請求特約)

◇指定代理請求特約が付加されている場合、被保険者が受取人である保険金・給付金の支払事由が生じたときに、被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者の代理人として保険金・給付金を請求することができます。

◇契約者はあらかじめ指定代理請求人を指定してください。

指定代理請求人の範囲	代理請求の対象となる保険金・給付金	被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な場合	代理請求できない場合
次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*) ⑤その他③および④の者と同等の者(*)	<ul style="list-style-type: none"> ●高度障害保険金 ●災害高度障害保険金 ●疾病入院給付金 ●災害入院給付金 ●災害通院給付金 ●ガン治療給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金・給付金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めるとき ●「ガン」などの当社が認められた傷病名の告知を受けていない場合 ●その他保険金・給付金を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合 	指定代理請求人が次に該当する場合には代理請求をすることができません。 <ul style="list-style-type: none"> ●故意に保険金・給付金の支払事由を生じさせたとき ●故意に被保険者を保険金・給付金の請求ができない状態にさせたとき ●請求時において、指定代理請求人の範囲外となったとき(例：婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でなくなったとき等)

(*) 当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金・給付金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限りです。

指定代理請求人を指定した場合には、契約者から指定代理請求人に対して、以下のことをお伝えください。

- 指定代理請求人に指定されたこと
- 被保険者が保険金・給付金を請求できない場合に、被保険者にかわって保険金・給付金の請求ができること
- 保険金・給付金の支払事由

◇被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が請求時に死亡している、指定した指定代理請求人が指定代理請求人の範囲外である、指定代理請求人が代理請求できない等、指定代理請求人が請求できないときは、次の方が代理請求人として保険金・給付金を請求することができます。

- ①請求時において被保険者と同居または生計を一にする死亡保険金受取人
- ②①に該当する者がいない場合、①に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
- ③①または②に該当する者がいない場合、①または②に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にする被保険者の3親等内の親族
- ④①②③に該当する者がいない場合、①②③に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、①②③に該当する者と同等の保険金・給付金を請求すべき適当な理由がある者として当社が認めた者

- 保険金・給付金を指定代理請求人・代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金・給付金を請求いただいてもお支払いできません。
- 無入院給付金は代理請求の対象とはなりません。

保険金・給付金をお支払いできない場合

支払事由に該当しない場合

◇保険金・給付金の支払事由に該当しない場合には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。保険金・給付金の支払事由の詳細については「保障内容について」のページでご確認ください。

〈支払事由等に該当しない例〉

- 約款別表に定める高度障害状態に該当しない場合
- ケガまたは病気の治療を目的としていない入院の場合
- 約款別表2に定める入院・通院等の定義に該当しない入院・通院の場合
- 各給付金の支払限度をこえた場合

免責事由に該当した場合

◇保険金・給付金の支払事由に該当しても、保険金・給付金のお支払いができない場合(免責事由)があります。

給付金・保険金の種類	免責事由
疾病入院給付金 災害入院給付金 災害死亡保険金 災害高度障害保険金	①被保険者の故意または重大な過失によるとき ②死亡保険金受取人の故意または重大な過失によるとき(災害死亡保険金に限る) ③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧被保険者の薬物依存によるとき(疾病入院給付金に限る)
死亡保険金	①責任開始日(復活が行われたときは復活の際の責任開始日)から3年以内の被保険者の自殺によるとき ②死亡保険金受取人の故意によるとき
高度障害保険金	被保険者の故意によるとき


戦争その他の変乱、地震・噴火・津波により支払事由等が生じた場合

◇戦争その他の変乱により保険金・給付金の支払事由が生じた場合、支払事由に該当する被保険者の数によっては、保険金・給付金を削減してお支払いするか、お支払いしないことがあります。

◇地震・噴火・津波により災害死亡保険金、災害高度障害保険金、給付金の支払事由が生じた場合、支払事由に該当する被保険者の数によっては、災害死亡保険金、災害高度障害保険金、給付金を削減してお支払いするか、お支払いしないことがあります。

責任開始期前に生じた傷病や不慮の事故による場合

◇保険金・給付金(対象となる保険金・給付金は、災害死亡保険金、高度障害保険金、災害高度障害保険金、疾病入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、ガン治療給付金です。)のお支払いは、責任開始期以後に生じた傷病や不慮の事故を原因とする場合に限りです。したがって、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始期前に生じている場合は、保険金・給付金のお支払いをすることができません。



傷病や不慮の事故が責任開始期前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始期以後の原因によるものとみなし、保険金・給付金の支払対象となります。

- 責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合で、ご契約時にその傷病について告知があった場合
- 責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合で、責任開始期前に医師の診察や検査等の結果で異常の指摘を受けたことがなく、その傷病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合
- 責任開始日から2年経過後に入院を開始した場合

詐欺による取消しの場合

◇契約者の詐欺によりご契約を締結または復活したものと認められ、ご契約が取消しとなった場合、保険金・給付金のお支払いをすることができません。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

◇ご契約締結の状況、ご契約成立後の保険金・給付金の請求の状況等から、契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的でご契約を締結または復活したものと認められ、ご契約が無効とされた場合、保険金・給付金のお支払いをすることができません。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

告知義務違反による解除の場合

◇故意または重大な過失により事実を告知しなかったり、告知していただいた内容が事実と相違していたため、告知義務違反によりご契約が解除された場合、保険金・給付金の支払事由に該当していても保険金・給付金のお支払いができません。詳しくは「告知と告知義務」のページをご覧ください。

重大事由による解除の場合

◇次のような事由(重大事由)に該当しご契約が解除された場合、保険金・給付金のお支払いをすることができません。

- ①契約者または死亡保険金受取人が、ご契約の保険金・給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③他の保険契約との重複により入院給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④契約者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- ⑤上記①～④の他、当社の契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする、上記①～④と同等の重大な事由があるとき

※上記の事由が生じた後に、保険金・給付金の支払事由が生じたときは、保険金・給付金のお支払いをすることができません。(上記④の事由のみ該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の受取人だけが該当したときは、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金額を除いた金額を、他の受取人にお支払いします。)すでに保険金・給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

(*1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

ご契約が失効した場合

◇保険料の払込みがなかったためご契約が失効した後に、保険金・給付金の支払事由が生じても、保険金・給付金のお支払いをすることができません。

保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例

〈高度障害保険金・災害高度障害保険金のお支払い(対象となる高度障害状態)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
	交通事故で両腕を肘の部分で切断した場合		交通事故で両腕が不自由になり、リハビリを続けている場合
解説			
<p>高度障害保険金・災害高度障害保険金は、責任開始期以後に生じた病気や不慮の事故等を直接の原因として、約款別表10に定める高度障害状態に該当したときにお支払いします。したがって、約款別表10に定める高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。リハビリなどにより回復の見込みがある場合は、高度障害状態に該当しないため、高度障害保険金・災害高度障害保険金をお支払いできません。</p> <p>※高度障害保険金・災害高度障害保険金の支払対象となる状態は、身体障害者福祉法に定める障害状態等とは異なる場合があります。</p>			

〈死亡保険金のお支払い(告知義務違反による解除)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
	過去に血圧が高いため治療を受けたことがあるが、告知事項には該当しないため告知はせずに加入し、1年後に「高血圧」を原因とする「脳卒中」で死亡した場合		ご契約加入(責任開始期)前の「慢性C型肝炎」での通院について、正しく告知せずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡した場合
解説			
<p>ご契約にあたっては、告知書でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態等について、事実をありのまま正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、責任開始日から2年を経過していても、死亡保険金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。</p> <p>なお、深刻な病気で入院中であることを故意に告知しないなど、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。この場合、既に払込みいただいた保険料はお返ししません。</p>			

〈入院給付金のお支払い(責任開始期前の発病)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
	ご契約加入(責任開始期)後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合		ご契約加入(責任開始期)前に発病していた「椎間板ヘルニア」により入院した場合
解説			
<p>疾病入院給付金・災害入院給付金は、責任開始期以後に生じたケガまたは病気を原因とする場合に支払対象となります。責任開始期前に生じたケガまたは病気を原因とする場合には、疾病入院給付金・災害入院給付金のお支払いはできません。ただし、責任開始日から2年を経過して開始した入院については、責任開始期前に生じたケガまたは病気を原因とする場合でもお支払いすることがあります。</p>			

〈入院給付金のお支払い(支払対象となる入院)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
	急な吐血のため病院で受診したところ、医師に「検査および治療のための入院が必要」と言われ、検査および治療を目的として1泊2日の入院をした場合		健康診断のため、病院で1泊2日の人間ドックを受けた場合
解説			
<p>疾病入院給付金・災害入院給付金は、ケガまたは病気の治療を目的として入院したときにお支払いします。人間ドック検査など健康診断のために入院した場合には、お支払いできません。ただし、治療に先立つ検査のための入院は、治療を目的とする入院に含めて取扱い、疾病入院給付金・災害入院給付金をお支払いします。</p>			

保険金・給付金の請求・お支払いについて

〈入院給付金のお支払い(1回の入院の支払限度)〉

○	お支払いできる場合	×	一部お支払いできない場合
	「脳梗塞」で40日間入院した場合		「脳梗塞」で100日間入院した場合 ※60日分はお支払いします。
解説			
疾病入院給付金、災害入院給付金それぞれにつき、1回の入院のお支払いは支払限度である60日までとなります。60日を超える入院については疾病入院給付金・災害入院給付金をお支払いしません。			

〈入院給付金のお支払い(2回以上入院した場合)〉

○	お支払いできる場合	×	一部お支払いできない場合
	「脳梗塞」で40日間入院し、退院日から200日後に「脳梗塞」で30日間再入院した場合		「脳梗塞」で40日間入院し、退院日から50日後に「脳梗塞」で30日間再入院した場合 ※60日分はお支払いします。
解説			
疾病入院給付金は、病気で2回以上の入院をした場合、直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。(異なる病気であっても1回の入院とみなします。) 1回の入院の疾病入院給付金の支払限度は60日のため、合算して60日を超えた入院については疾病入院給付金をお支払いしません。災害入院給付金についても同様の取扱いとなります。			

〈ガン治療給付金のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
	「胃ガン」(悪性新生物)で入院しガン治療給付金が支払われた2年後に、大腸への転移が発覚し、治療のために入院した場合。		「胃ガン」(悪性新生物)で入院しガン治療給付金が支払われた10ヵ月後に、大腸への転移が発覚し、治療のために入院した場合。
解説			
2回目以降のガン治療給付金は、前回のガン治療給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、悪性新生物の治療を目的として入院したときにお支払いします。したがって、1年以内に悪性新生物の治療を目的として入院してもお支払いできません。			

〈ガン治療給付金のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
	「肺ガン」(悪性新生物)と診断確定され抗がん剤治療を受けるために検査入院し、治療は通院で行った場合。		「肺ガン」(悪性新生物)と診断確定され一度も入院せずに通院のみで抗がん剤治療を行った場合
解説			
ガン治療給付金は治療内容にかかわらず、悪性新生物の治療を目的として入院したときにお支払いします。したがって、一度も入院することなくすべて通院による抗がん剤治療を行った場合にはお支払いできません。通院で行う抗がん剤治療の場合でも、抗がん剤治療を行うための検査入院を1日でもした場合には、治療のための入院とみなしてガン治療給付金をお支払いします。			

〈災害通院給付金のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
	「交通事故による骨折」で入院し、退院してから1週間後にその治療のために通院した場合		「肺炎」で入院し、退院してから1週間後にその治療のために通院した場合
解説			
災害通院給付金は、災害入院給付金が支払われる入院をした後、入院の原因と同一のケガの治療を目的とした通院に対してお支払いします。疾病入院給付金が支払われる入院をした後の通院についてはお支払いする給付金はありません。			

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

保険金・給付金の請求・
お支払いについて

ご契約後について

約款

保険金・給付金の請求に関して訴訟になった場合

保険金・給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社または保険金・給付金の受取人の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

無入院給付金の受取方法について

無入院給付金の受取方法の選択(2021年7月現在)

- ◇無入院給付金には次のいずれかの受取方法があります。保険契約の申込みの際に、ご希望の受取方法を指定してください。
 - 現金で受け取る(ご指定の口座へ無入院給付金額を振り込みます。)
 - 楽天ポイントで受け取る(無入院給付金額で、当社が契約者に代わって直接楽天グループ株式会社から楽天ポイントを購入します。購入した楽天ポイントは、楽天グループ株式会社から契約者に付与されます。)
- ◇無入院給付金の受取方法は保険期間中いつでもマイページから変更することができます。



- 無入院給付金が支払われた後に、疾病入院給付金・災害入院給付金の支払事由に該当していたこと、または保険金の支払事由に該当し保険契約が消滅することが判明した場合には、お支払いする金額から無入院給付金額を差し引きます。
- 契約年齢または更新年齢が50歳以上(第3年齢層、第4年齢層、第5年齢層)の男性の場合、無入院給付金はありません。
- 無入院給付金を受け取った後に、受取方法の変更をすることはできませんのでご注意ください。
- 無入院給付金の支払時点において契約者が楽天会員ではない場合には、無入院給付金を楽天ポイントで受け取ることはできません。

楽天ポイントでの受け取りについて

- ◇楽天ポイントは、楽天グループ株式会社が運営する楽天会員のための制度です。当社は、楽天グループの生命保険会社として、楽天会員の方に楽天ポイントを有効活用いただけるよう、無入院給付金を楽天ポイントで受け取ることができるサービスをお取り扱いします。(当社は楽天ポイントの購入を代行するサービスを提供するもので、当社が楽天ポイントを付与するものではありません。)
- ◇楽天ポイントでの受け取りを義務付けるものではありません。契約者はご自身の都合に合わせて自由に受取方法を選択できます。また、受取方法は保険期間中何度でも変更できます。
- ◇楽天ポイントでの受け取りを選択された場合、以下の事項についてご注意ください。

- ・このサービスにより受け取る楽天ポイントには有効期限があり、**付与されてから6ヵ月で失効します。**お買い物等で獲得した楽天ポイントの有効期限とは取扱いが異なりますのでご注意ください。
- ・受け取った楽天ポイントを現金、電子マネー等に交換することはできません。

- ◇無入院給付金と楽天ポイントの交換比率は1ポイント=1円です。無入院給付金額に相当するポイントを購入するため、過不足が生じることはありません。(契約者に追加の負担をお願いすることや、無入院給付金額の一部を現金で契約者に返還することはありません。)
- ◇楽天グループ株式会社が楽天ポイントを廃止した場合、楽天グループ株式会社が楽天ポイントの販売の取扱いを中止した場合など、このサービスを提供することが不可能な事態が生じた場合には、このサービスを中止します。

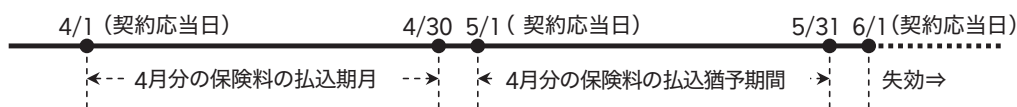
ご契約後について

保険料の払込方法

- ◇保険料の払込方法(回数)は月払です。
- ◇第2回以降の保険料の払込方法(経路)には次のいずれかの方法があります。保険料領収証は発行しません。
 - クレジットカードによりお支払いいただきます。毎月の保険料の請求はクレジットカード会社より行います。(クレジットカード扱)
 - 契約者が指定した口座(当社が提携している金融機関等の口座に限ります。)から、毎月振替日に自動的に当社に払込まれます。(口座振替扱)

保険料の払込猶予期間と失効

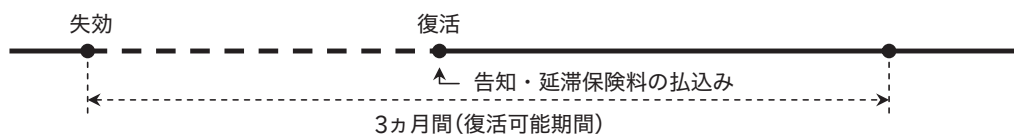
- ◇第2回以後の保険料は払込期月内(月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで)に払込んでください。保険料は毎払込期月の契約応当日から次の契約応当日の前日までの期間に充当されます。
- ◇払込期月内に払込みがない場合のために払込猶予期間を設けています。払込期月の翌月1日から末日までが払込猶予期間です。
- ◇払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、払込猶予期間満了日の翌日からご契約は効力を失います。(失効)



預金残高不足等の理由で、払込期月に口座振替ができなかった場合には、翌月の振替日に2ヵ月分を請求します。2ヵ月連続して振替ができなかった場合で月末までに前月分の保険料の払込みがないとご契約は失効しますので、2ヵ月連続して振替できなかった場合には至急当社までご連絡ください。

ご契約の復活

- ◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から3ヵ月以内であれば、当社の定める手続き(復活請求書の提出、告知、延滞保険料の払込み等)をとっていただいたうえ、当社が承諾した場合、ご契約を復活させることができます。健康状態等によっては復活できない場合もあります。
- ◇復活を承諾した場合、当社は、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約上の責任を開始します。復活時の責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合や、復活時の責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。



保険金・給付金をお支払いする際の保険料の清算

- ◇保険金・給付金の支払事由が生じた場合で、保険金・給付金の支払事由が生じた日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていないときは、保険金・給付金からその未払込みの保険料を差し引きます。ただし、無入院給付金から未払込みの保険料を差し引くことはありません。

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

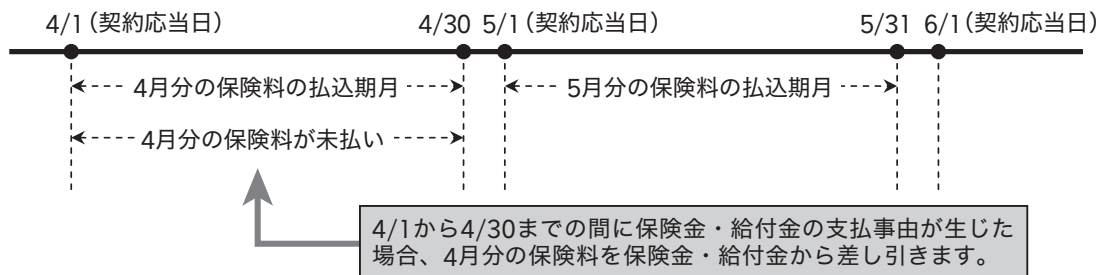
保険金・給付金の請求・
お支払いについて

ご契約後について

約款

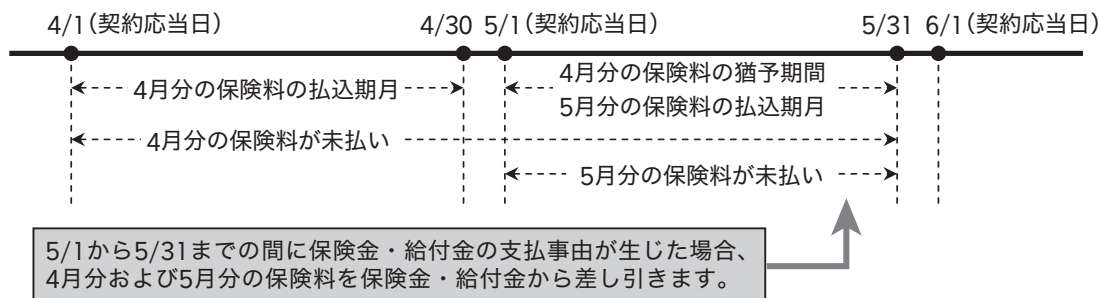
ご契約後について

〈例〉



◇猶予期間中の契約応当日以降に保険金・給付金の支払事由が生じた場合には、保険金・給付金から2ヵ月分の保険料を差し引きます。

〈例〉



保険料のお支払いが困難になったとき

- ◇保険料の払込みが困難になったときでも、口数を減らすこと(減口)により、保険料の負担を軽くすることができます。
- ◇減口は、1口以上でお取扱いします。

解約と払戻金

- ◇契約者は将来に向かっていつでも保険契約を解約することができます。保険契約を解約すると、保険契約の効力は消滅します。
- ◇この保険には保険期間を通じて解約時の払戻金はありません。
- ◇ご契約の際には、解約時に払戻金がないことを了解いただいたうえで申込みください。

ご契約の更新

- ◇保険契約は、保険期間満了日の2週間前までに契約者から更新しない旨のお申出がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が65歳をこえるときは更新されません。
- ◇更新後の保障内容は、更新年齢の属する年齢層の保障内容となります。
- ◇更新した場合でも保険料は変わりません(2021年7月現在)。ただし、更新後の保険料は更新日の保険料率により計算されるため、更新時に変更されることがあります。
- ◇更新後の口数は、更新前の口数と同一です。
- ◇疾病入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、ガン治療給付金の支払限度については、更新前後を継続した保険期間とみなして適用します。



- 更新により属する年齢層が変更された場合、保険金・給付金の保障額が減額されることや、給付金がなくなる場合があります。
- 入院中、通院期間中に保険契約が更新され、年齢層が変わった場合には、更新日以後の入院、通院については更新後の年齢層における給付金額をお支払いします。
- この保険契約の更新時にこの保険契約を取扱っていないときは、保険契約は更新されません。

各種変更手続き

次のようなときはお知らせください。

変更等	手続き
死亡保険金受取人の変更	<p>お電話にて承ります。 楽天保険の総合窓口(各種変更手続きダイヤル)までご連絡ください。</p> <p>0120-849-150 (無料)</p> <p>受付時間 月～金 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00 年末年始を除く ※当社委託先が承ります。</p>
改姓・改名	
指定代理請求人の変更	
住所・電話番号の変更	
保険料払込方法の変更	
保険証券の紛失・再発行	
減口	
楽天会員を退会したとき	<p>当社ホームページにて承ります。 当社ホームページからマイページにログインして変更手続きをお願いします。</p>
無入院給付金の受取方法の変更	
Eメールアドレスの変更	



- ご契約に関する照会やご連絡の際には、お手元に保険証券をご用意いただき、「証券番号」「契約者の住所、電話番号、お名前」「被保険者のお名前」をお知らせください。(保険証券不発行特約を付加している場合は、契約者様専用サイト(マイページ)でご確認ください。)
- 当社からの重要なお案内を確実に伝えるよう、住所やEメールアドレス等を変更された場合には、必ず変更手続きをしていただきますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の変更

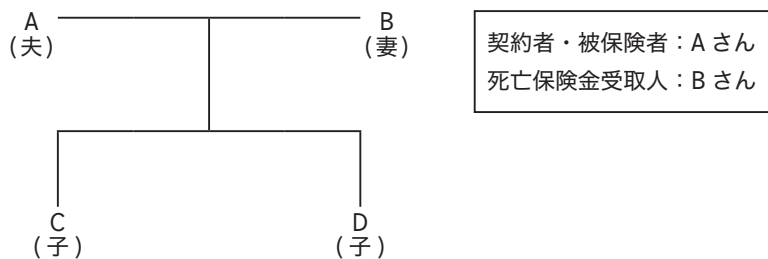
死亡保険金受取人の変更

- ◇契約者は死亡保険金・災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人を変更する場合には、当社へ通知してください。
- ◇当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または災害死亡保険金の請求を受けても、死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡した場合

- ◇死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかにご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ◇死亡保険金受取人が死亡した時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。死亡保険金受取人が2人以上いる場合は、死亡保険金または災害死亡保険金の受取割合は均等とします。

〈例〉



Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人になります。その後、Aさん(契約者・被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金または災害死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。



保険事故の発生形態によって、様々な場合が生じることがありますので、楽天保険の総合窓口(各種変更手続きダイヤル)までご連絡ください。

生命保険と税金

生命保険料控除

- ◇保険金・給付金の受取人が契約者ご本人かまたはその配偶者その他の親族であるご契約の場合、1月から12月までに払込んだ保険料(年間正味払込保険料)は、所得税・住民税の課税対象となる所得から控除され、税金の負担が軽減されます。
- ◇生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、この証明書を年末調整や確定申告の際に、所定の申告書に添付して控除を受けてください。

〈所得税の生命保険料控除〉

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、合わせて120,000円までの所得控除を受けられます。

ご契約後について

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

保険金・給付金の請求・
お支払いについて

ご契約後について

約款

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,001円以上40,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,001円以上80,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,001円以上のとき	一律40,000円

〈住民税の生命保険料控除〉

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、合わせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,001円以上32,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,001円以上56,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,001円以上のとき	一律28,000円

死亡保険金等の課税取扱い

◇死亡保険金・災害死亡保険金にかかる税金は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
	夫	子	夫	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

生命保険金の非課税扱い

◇契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金等の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金等(ご契約が2件以上の場合は合計します。)に対して相続税法上一定の金額が非課税扱いとなることがあります。

給付金等の非課税扱い

◇給付金、高度障害保険金、災害高度障害保険金は、受取人が被保険者の場合、全額非課税となります。

税務のお取扱いについては、2021年7月現在の税制にもとづくものであり、今後、変更になることがあります。個別の税務のお取扱いについては、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

